

監査の結果（令和元年 11 月 18 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 29 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査の結果等

監査の結果については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において今後検討を要請するものは、「検討要請事項」として公表している。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 29 機関、財政的援助団体等が 1 団体である。

県の機関

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	会計管理部	令和元年 7 月 25 日	令和元年 7 月 11 日	実地	3
2	危機管理監	令和元年 7 月 25 日	令和元年 7 月 11 日	実地	4
3	総務局	令和元年 8 月 8 日	令和元年 7 月 25 日	実地	5
4	県立文書館	令和元年 8 月 8 日	令和元年 7 月 25 日	実地	8
5	県立総合技術研究所	令和元年 8 月 8 日	令和元年 7 月 25 日	実地	9
6	地域政策局	令和元年 8 月 7 日	令和元年 7 月 26 日	実地	10
7	選挙管理委員会事務局	令和元年 8 月 7 日	令和元年 7 月 26 日	実地	11
8	環境県民局	令和元年 7 月 30 日	令和元年 7 月 12 日	実地	12

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
9	健康福祉局	令和元年 8 月 1 日	令和元年 7 月 17 日	実地	14
10	商工労働局	令和元年 7 月 29 日	令和元年 7 月 4 日	実地	16
11	農林水産局	令和元年 8 月 7 日	令和元年 7 月 23 日	実地	18
12	広島海区漁業調整委員会事務局	令和元年 8 月 7 日	令和元年 7 月 23 日	実地	19
13	内水面漁場管理委員会事務局	令和元年 8 月 7 日	令和元年 7 月 23 日	実地	20
14	土木建築局	令和元年 8 月 2 日	令和元年 7 月 19 日	実地	21
15	収用委員会	令和元年 8 月 2 日	令和元年 7 月 19 日	実地	23
16	企業局	令和元年 7 月 17 日	令和元年 7 月 3 日	実地	24
17	病院事業局	令和元年 7 月 17 日	令和元年 7 月 3 日	実地	25
18	議会事務局	令和元年 7 月 26 日	令和元年 7 月 5 日	実地	26
19	教育委員会事務局	令和元年 7 月 24 日	令和元年 7 月 10 日	実地	27
20	県立埋蔵文化財センター	令和元年 7 月 24 日	令和元年 7 月 10 日	実地	29
21	警察本部	令和元年 7 月 23 日	令和元年 7 月 9 日	実地	30
22	警察学校	令和元年 7 月 23 日	令和元年 7 月 9 日	実地	31
23	監査委員事務局	令和元年 11 月 18 日	令和元年 7 月 18 日	書面	32
24	人事委員会事務局	令和元年 8 月 23 日	令和元年 7 月 18 日	実地	33
25	労働委員会事務局	令和元年 11 月 18 日	令和元年 7 月 18 日	書面	34
26	三原高等学校	令和元年 8 月 27 日	令和元年 8 月 27 日	実地	35
27	吉田高等学校	令和元年 8 月 28 日	令和元年 8 月 28 日	実地	37
28	神辺旭高等学校	令和元年 9 月 3 日	令和元年 9 月 3 日	実地	39
29	広島東警察署	令和元年 8 月 22 日	令和元年 8 月 22 日	実地	40

財政の援助団体等

30	一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団	令和元年 11 月 18 日 平成 31 年 1 月 9 日	平成 30 年 11 月 20 日	実地	41
----	----------------------	-----------------------------------	-------------------	----	----

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

1 会計管理部

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 現金・物品の出納及び保管に関する事務
会計・物品事務の指導，監督及び企画調整に関する事務
支出命令等の審査，会計検査に関する事務
決算の調製に関する事務
契約事務の企画立案及び指導に関する事務(建設工事に係るものを除く)
総務事務の集中処理に関する事務
- イ 組織体制 3課
- | | |
|----|-------------------|
| 課名 | 会計総務課，審査指導課，総務事務課 |
|----|-------------------|
- ウ 職員数（平成31年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 54人
- エ 主な施策（令和元年度）
会計事務の品質向上
県民サービスの向上
事務事業の改善

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

ア 低落札率契約の是正について

消防用設備点検業務などの委託・役務業務において，落札率が70%未満となった場合に「低落札率契約（委託・役務業務）に係る報告書」の提出を求めているが，低落札の要因を踏まえた見直しをするなど，入札契約事務の透明性及び公平性の確保に向けた有効活用策を検討していただきたい。（総務事務課）

イ 特殊な契約事務について

バス借上げ契約の予定賃借料が中国運輸局公示に基づき算定される下限額を下回るという事例があったが，こうした特殊な契約事務についての事務処理ノウハウの共有化を図るなど，契約事務の適正化に向けた取組について検討していただきたい。（総務事務課）

ウ 手数料等の適正な収納について

手数料の収納事務について不適正な事務処理があったことから，手数料等の収納方法及び事務手続について，内部統制のリスク対策を含めた全庁的な収納事務の適正化に取り組んでいただきたい。（会計総務課，審査指導課）

2 危機管理監

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 危機管理の総合調整に関する事務
消防及び高圧ガス等の取締りに関する事務

イ 組織体制 2課1担当

課名	危機管理課，減災対策推進担当，消防保安課
----	----------------------

ウ 職員数（平成31年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 48人

エ 主な施策（平成30年度）

県民の防災意識の醸成
自主防災組織の活性化
県・市町の災害対処能力の向上
保安体制の充実

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

委託契約における事務処理について

次に掲げる委託業務は，県が作成した教材等について，小学校，中学校，高等学校等の配送先に応じ，必要な量の仕分け・梱包作業を行い配送するものであるが，配送先及び教材等の種類・数量を除き同一の仕様であるにもかかわらず，合理的な理由なく2件に分割して発注し，予定価格が100万円を超えないことを理由として随意契約を行っていた。

委託契約の事務処理については，競争入札の実施により，契約の経済性，公平性，競争性及び透明性の確保に努める必要がある。（減災対策推進担当）

業務名	広島県「みんなで減災」一斉教室に係る教材の仕分配送業務（その1）（平成31年度） 広島県「みんなで減災」一斉教室に係る教材の仕分配送業務（その2）（平成31年度）
-----	--

3 総務局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県行政の基本的事項の企画及び総合調整に関する事務
 職員の進退及び身分に関する事務
 議会及び県の行政一般に関する事務
 県の予算，税その他の財務に関する事務
 統計に関する事務
 条例の立案その他他局の主管に属しない事務

- イ 組織体制 11 課 1 チーム 1 担当

課 名	総務課，審理担当，秘書課，人事課，業務プロセス改革課， 福利課，財政課，財産管理課，税務課，経営企画チーム， 広報課，統計課，研究開発課
-----	--

- ウ 職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 272 人

- エ 主な施策（令和元年度）

県政の基本的事項の企画及び総合的推進
 産業活動を支える基盤の強化
 地域協働の仕組みづくり
 地方創生の推進
 新しい行政運営体制の確立

(2) 監査の結果

【指摘事項】

- ア 貸付財産の管理について

次の貸付財産について，貸付けの手続は行われているが，貸付台帳による記録管理が行われておらず，財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。（福利課）

財 産	第一食堂（本館地下 1 階）（建物 526.71 m ² ） 東館食堂（東館 8 階）（建物 236.47 m ² ） 売店（本館地下 1 階）（建物 11.75 m ² ）
根 拠	広島県公有財産管理規則第 61 条，第 64 条

- イ 委託契約における事務処理について

以下の委託契約において（ア）及び（イ）のとおり不備があった。適正な事務処理に努められたい。

- （ア）消火器の種類・数量を誤って特記仕様書を作成していた。（財産管理課）

業 務 名	消防用設備等保守点検委託（平成 29 年度～令和元年度）
-------	------------------------------

- （イ） a 及び b のとおり不適正な事務処理が行われていた。（財産管理課）

業 務 名	広島県庁舎耐震改修工事に伴う庁外及び庁内への物品運搬等業務
-------	-------------------------------

- a 特定調達契約において公示すべき落札者について、落札を決定した日の翌日から起算して72日以内に、県報に登載されていなかった。

根 拠	広島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第10条 一般競争入札事務処理要領 15 ク
-----	--

- b 受託者から提出された完了通知書を受領してから10日以内に検査を行う必要があるが、検査が行われていなかった。

根 拠	政府契約の支払遅延防止等に関する法律第5条第1項 業務委託契約約款第30条第2項
-----	---

ウ 低入札価格調査制度を適用した入札における事務処理について

低入札価格調査制度を適用した入札において、低価格入札があった場合には、当該入札を行った者に対し、他入札への参加禁止措置の対象となる旨の契約締結の意思確認を行った上で、落札決定を行うことになっているが、次の業務については、十分な意思確認を行わず、その結果、最終的には契約を解除せざるを得なかった。この意思確認は、契約の適切な履行を図るための重要な事項であることから、確実にを行う必要がある。適正な事務処理に努められたい。(財産管理課)

業 務 名	平成31・32・33年度広島県庁舎建物保全業務
根 拠	低入札価格調査制度事務処理要領 11 他入札への参加禁止措置 委託・役務業務契約事務の手引 低入札価格調査制度 3 (2) キ 低価格入札者と契約する場合の取扱い

【改善を求める事項】

設計積算基準の見直しについて

施設の維持管理に関する委託業務のうち、消防用設備保守点検業務については、設計金額の2～3割の落札率になっているものが多く見受けられた。こうした実態を踏まえ、市場価格とあまりに乖離した設計積算基準の見直しを行うなど、契約の適正化に向けた見直しを行う必要がある。(財産管理課)

【検討要請事項】

ア 庁舎等の有効活用について

元生涯学習センターについては、昨年度の監査において、有効活用方策について、早期に計画、検討するよう要請したところであるが、いまだ具体的な活用が計画されていない。有効な活用方策について、引き続き検討していただきたい。(財産管理課)

イ 本庁舎における情報セキュリティの強化について

多くの個人情報を取り扱い、また、保管している本庁舎の情報セキュリティを強化するため、現在進められている本庁舎の耐震化工事の機会を捉えて、レイアウトを工夫するなど、事務室内への部外者の立入制限に関する方策を検討していただきたい。(総務課)

ウ 庁舎貸付時の電気代の経費算出方法について

庁舎貸付時の電気代のうち、使用する電気機器の実際の電気使用量を庁舎全体の電気使用量で按分して算出しているものについて、職員の事務の軽減やリスクの回避という観点から、短時間の使用や小口の電気機器等については定額制を取り入れるなど、経費算出方法の簡略化、事務の効率化を検討していただきたい。(財産管理課)

4 県立文書館

(1) 機関の概要

ア 主な業務 県に関する歴史的資料として重要な行政文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の収集、整理及び保存に関する事務
文書等の利用に関する事務
文書等の調査及び研究に関する事務
文書等についての専門的な知識の普及啓発等

イ 所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号

ウ 職員数（平成31年4月1日現在）

常勤職員数 5人

非常勤職員数 7人

エ 主な事業実績（平成30年度）

- 重要な行政文書等の収集・整理・保存・管理（平成31年4月1日現在）
行政文書約6万2千冊，行政資料約10万9千冊，古文書約28万5千点
マイクロフィルム約236万コマ，複製資料約4万冊，図書約2万4千冊
- 利用状況（平成30年度）

来館者数	文書出納	複写枚数
5,314人	7,641冊	10,278枚

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

5 県立総合技術研究所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 産業技術（工業，農業，畜産業，水産業及び林業）並びに保健及び環境に関する試験研究の企画及び管理
- イ 所在地 広島市中区紙屋町一丁目1番20号 いよぎん広島ビル6階
- ウ 組織体制 1部（企画部）
- エ 職員数（平成31年4月1日現在）
常勤職員数 10人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

6 地域政策局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 都市活性化，中山間地域対策その他の地域振興の推進及び総合調整に関する事項
 市町その他公共団体の自治の振興に関する事項
 スポーツに関する事項（学校における体育に関することを除く。）
- イ 組織体制 7課1チーム

課名	地域政策総務課，地域力創造課，都市圏魅力づくり推進課，中山間地域振興課，市町行財政課，スポーツ推進課，国際課，平和推進プロジェクト・チーム
----	---

- ウ 職員数（平成31年4月1日現在）

常勤職員の合計 121人

- エ 主な施策（平成30年度）

地域振興施策の企画調整，国土調査
 交流・定住促進対策，鉄道・バス・離島航路等の交通対策
 都市活性化施策の企画調整
 中山間地域振興施策の推進
 市町行財政運営助言，地方交付税，起債，市町に対する総合的支援，市町への権限移譲の総合調整
 スポーツの推進
 国際交流・平和貢献の推進，多文化共生社会づくり，留学生受入促進
 「国際平和拠点ひろしま構想」の推進

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

委託契約における事務処理について

次に掲げる委託業務は，一連の業務であるが，合理的な理由なく2件に分割して発注し，予定価格が100万円を超えないことを理由として随意契約を行っていた。

委託契約の事務処理については，競争入札の実施により，契約の経済性，公平性，競争性及び透明性の確保に努める必要がある。（スポーツ推進課）

- ・スポーツコミッション設置に向けた有識者ヒアリングの調整・取りまとめ

業務名	スポーツコミッション設置に向けた有識者ヒアリング支援業務委託（平成30年度） スポーツコミッション設置に向けた企画・調査業務委託（平成30年度）
-----	---

- ・スポーツコミッション設置に向けた基礎調査の実施・取りまとめ

業務名	スポーツコミッション設置に向けた基礎調査業務委託（平成30年度） スポーツコミッション設置に向けた基礎調査とりまとめ業務委託（平成30年度）
-----	---

7 選挙管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 公職選挙法・政治資金規正法・政党助成法に関すること

(イ) 職員数（平成31年4月1日現在）

常勤職員数 4人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

8 環境県民局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県民生活に関する事務
 県民文化に関する事務
 生活環境及び自然環境の保全に関する事務

- イ 組織体制 11 課 1 担当

課名	環境県民総務課，文化芸術課，消費生活課，人権男女共同参画課，県民活動課，学事課，大学教育振興担当，環境政策課，環境保全課，自然環境課，循環型社会課，産業廃棄物対策課
----	--

- ウ 職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 149 人

- エ 主な施策（平成 30 年度）

文化・芸術の振興
 消費者被害の防止と救済
 人として互いに尊重する社会づくり
 男女共同参画社会づくり
 青少年の健全育成と若者の自立支援
 私学教育の振興
 高等教育機能の向上
 地球温暖化の防止
 地域環境の保全
 自然環境の保全と活用
 循環型社会の構築

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 財産の管理について

次の財産について，平成 30 年 10 月 1 日に権利を喪失したにもかかわらず，財産台帳に異動の記載がされておらず，財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。（人権男女共同参画課）

財 産	広島県女性総合センター（土地 1,528.21 m ² ，建物 5,798.11 m ² ）
根 拠	広島県公有財産管理規則第 54 条，第 62 条

イ 財産の貸付について

次の貸付財産について，貸付の手続は行われているが，貸付台帳による記録管理が行われておらず，財産管理課への報告もされていなかった。また，貸付に伴う必要経費について，雑収として徴収すべきところ，誤って，建物貸付料として徴収していた。適正な事務処理に努められたい。（人権男女共同参画課）

財 産	県民文化センター 6 階 団体活動交流センター（建物 308.72 m ² ）
根 拠	広島県公有財産管理規則第 61 条，第 64 条

【検討要請事項】

ア 出島地区廃棄物処分場の今後の在り方について

出島地区廃棄物処分場について、当初計画では廃棄物の受入期間を、平成 26 年 6 月 2 日から 10 年間としているが、当初見込みと比べて廃棄物の処分量が大幅に減少しており、期間満了時の受入量は当初予定の 3 割程度にとどまる見込みである。

昨年度も、期間満了後の同処分場の活用方法や、埋立て未了の状態をどうするのか等について、迅速かつ慎重に検討するよう要請したところであるが、引き続き検討を行い、早期に将来の方向性を示すようにしていただきたい。（産業廃棄物対策課）

イ 公益財団法人広島県男女共同参画財団の今後の在り方について

公益財団法人広島県男女共同参画財団については、男女共同参画拠点づくり推進事業を実施しているが、事業内容を見ると、事業費総額の半分以上を事務所の借受料が占めている。

については、同財団が男女共同参画推進の拠点として、自主的、持続的に機能していくために、現在の事務所に入居し続ける必要性について、5 年間の借受期間内に、費用対効果の観点から事業の検証を行い、同財団の今後の在り方について検討していただきたい。（人権男女共同参画課）

ウ 海ごみ対策について

昨年度実施された海岸漂着物量調査では、県西部の広島湾においては、漁業活動に関連するごみとして、かき養殖用パイプや発砲スチロールが大部分を占めていた。

環境県民局では、農林水産局と連携して、かき養殖用パイプ等の流出防止対策の取組を進めているが、そうした流出防止の徹底はもとより、海洋汚染の原因となるプラスチック製品を使用しない取組についても検討を加速していただきたい。（環境保全課）

9 健康福祉局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 社会福祉に関する事務
保健衛生に関する事務
高齢者・障害者支援，児童福祉に関する事務
社会保障に関する事務

- イ 組織体制 18 課 2 担当

課名	健康福祉総務課，子供未来戦略担当，子育て・少子化対策課，安心保育推進課，こども家庭課，医務課，がん対策課，被爆者支援課，健康対策課，食品生活衛生課，薬務課，医療介護計画課，医療介護人材課，地域包括ケア・高齢者支援課，医療介護保険課，国民健康保険課，地域福祉課，地域支え合い担当，社会援護課，障害者支援課
----	---

- ウ 職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 297 人

- エ 主な施策（平成 30 年度）

少子化対策・子育て支援
信頼される医療・介護提供体制の構築
県民の健康づくりや疾病予防・介護予防対策
がん対策日本一に向けた取組の強化
児童虐待防止対策事業

(2) 監査の結果

【指摘事項】

管理委任物品の管理について

次の管理委任物品について，管理委任したことを備品出納簿に記録していなかった。適正な事務処理に努められたい。（がん対策課）

物 品	X線装置 外 8 件
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条

【検討要請事項】

ア ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）について

ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）については，患者の診療情報や投薬情報を，県内の医療機関等で共有し，転院の円滑化や検査・投薬の重複防止などにより，患者の肉体的，精神的，経済的な負担軽減を図るもので，これまでの整備等に 14 億円余の補助金が支出されている。

しかし，HMネットに参加している医療機関等は，令和 2 年度までに 2,800 施設の参加を目指す県の目標に対し，平成 30 年度末時点で 749 施設にとどまっており，十分な成果が出ているとは言い難い。

今後は，補助金の効果が十分発揮されるよう，利用促進に向けて課題を検証し，システムの抜本的な見直しを含め，有効な対策を検討する必要がある。（医療介護計画課）

イ 救急医療コントロール機能を担う病院の整備について

広島県地域医療再生計画に基づく広島都市圏の救急医療コントロール機能を担う病院の整備については、救急隊が3以上の病院に受入要請を行い、不調に終わった救急患者を、全て一旦広島市立広島市民病院が受け入れて処置を行うことにより、受入交渉回数4回以上の受入困難事案の解消などを図るもので、当該病院の施設整備や運営費に補助金が交付されている。

しかし、広島市消防局管内の平成29年の受入困難事案発生件数は1,868件で、補助事業開始前の平成23年の2,952件に比べ36.7%の減少に留まっており、十分な成果が出ているとは言い難い。

今後は、補助金の効果が十分発揮されるよう、広島市立広島市民病院へ更なる救急患者の受入を要請するとともに、受入困難事案の解消に向けて課題を検証し、有効な対策を検討する必要がある。(医療介護計画課)

10 商工労働局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 商業、工業及び観光に関する事務
 物資（農林水産物資を除く）の流通に関する事務
 労働に関する事務
- イ 組織体制 10 課 3 チーム

課 名	商工労働総務課, 中小企業等復興支援プロジェクト・チーム, 雇用労働政策課, 働き方改革推進・働く女性応援課, 職業能力開発課, イノベーション推進チーム, 産業人材課, 医工連携推進プロジェクト・チーム, 経営革新課, 県内投資促進課, 海外ビジネス課, ひろしまブランド推進課, 観光課
-----	--

- ウ 職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）
 常勤職員及び再任用職員の合計 215 人

- エ 主な施策（平成 30 年度）
- 未来に挑戦する産業基盤の創生
 - 女性の活躍促進
 - 多様な人材の就業支援
 - 働き方改革
 - 第 4 次産業革命を好機とした生産性革命
 - 中小企業・小規模企業の持続的な成長への支援
 - イノベーション・エコシステムの共通基盤の強化
 - 多様な創業と新事業展開の促進
 - 多様な投資誘致の促進
 - 成長産業の育成・支援
 - 世界と直結するビジネス支援
 - 観光地ひろしまの推進
 - 瀬戸内 海の道構想の推進
 - 「ひろしま」ブランド価値向上の推進

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

工事請負契約の事務処理について

次の工事請負契約については、一般競争入札での落札が見込めないとして随意契約を締結しているが、随意契約とした理由が明確とは言い難く、また、複数の者から見積書を徴取することもしていない。随意契約を行う場合は、その理由が明確で、県民からの納得が得られる理由に基づくものであるか否かを十分検証する必要がある。（職業能力開発課）

工事名	広島高等技術専門校塗装ブース交換工事（平成 30 年度）
-----	------------------------------

【検討要請事項】

実施要綱等に定める実施頻度の検査の実施について

計量法に基づく団体検査等について、改正した実施要綱等に実施頻度を設定しているが、これに基づいた実施頻度の検査が実施されていなかった。再度、検査体制や実施状況等の検証を行うとともに、目的達成のための効率的かつ効果的な実施頻度の設定を検討し、必要に応じて、検査体制や実施要綱等の見直しを行うことも含め、実施要綱等に基づいた団体検査等を実施していただきたい。(イノベーション推進チーム)

11 農林水産局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 農業、林業及び水産業に関する事務
農林水産物資の流通に関する事務

イ 組織体制 12 課 1 担当

課 名	農林水産総務課，団体検査課，販売・連携推進課，就農支援課，農業経営発展課，農業技術課，畜産課，水産課，林業課，森林保全課，農林整備管理課，農業基盤課，ため池・農地防災担当
-----	---

ウ 職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 261 人

エ 主な施策（平成 30 年度）

産業として自立できる農林水産業の確立
農林水産物の販売力の強化
県民の安全で安心できる食生活の実現
農林地の公益的機能の維持発揮
農山漁村地域の暮らしの安全安心の確保

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

カキ養殖用パイプの流出防止対策について

カキ養殖用プラスチックパイプが流出している問題については，流出防止対策の徹底だけではなく，根本的にプラスチック資材を使用すること自体を見直すような対策についても，総合技術研究所等と協力して取組を進めていただきたい。（水産課）

12 広島海区漁業調整委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理やその他漁業調整に関する事務

(イ) 職員数 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

常勤職員数 4 人 (専任職員なし, 併任職員数 4 人)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

13 広島県内水面漁場管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 10 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理並びに内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事務

(イ) 職員数 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

常勤職員数 4 人 (専任職員なし, 併任職員数 4 人)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

14 土木建築局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 道路及び河川，砂防に関する事務
都市計画（他局の主管に属する事務を除く。）その他都市の整備に関する事項
住宅及び建築に関する事務
空港，港湾，漁港その他土木に関する事務
- イ 組織体制 17課1担当

課名	土木建築総務課，建設産業課，用地課，技術企画課，道路河川管理課，道路企画課，道路整備課，河川課，砂防課，土砂法指定推進担当，空港振興課，港湾振興課，港湾漁港整備課，都市計画課，都市環境整備課，建築課，住宅課，営繕課
----	---

- ウ 職員数（平成31年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 370人

- エ 主な施策（平成30年度）
防災・減災対策の充実・強化
広域的な交流・連携基盤の強化
集客・交流機能の強化とブランド力向上
環境保全と循環型社会の構築
自立した生活ができる環境の整備
総合的な交通安全対策の推進
持続可能なまちづくり
既存ストックの機能改善等
社会資本の適正な維持管理

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 財産の使用許可について

次の財産について，使用許可の手続は行われているが，使用許可台帳による記録管理が行われておらず，財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。（空港振興課）

財 産	土地（広島ヘリポート 上水道管等）
	建物（広島ヘリポート 書庫）外3件
根 拠	広島県公有財産管理規則第61条，第64条

イ 借受財産の管理について

次の財産について，借受の手続は行われているが，借受台帳による記録管理が行われておらず，財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。（空港振興課）

財 産	土地（広島西飛行場航空障害灯用地）
根 拠	広島県公有財産管理規則第61条，第64条

【改善を求める事項】

ア 海田大橋回数通行券の管理について

払戻し手続により提出された未使用の海田大橋回数通行券について、消印等の処理を行わず、かつ保管庫に施錠せず保管していた。適正な事務処理に努める必要がある。（港湾振興課）

イ 補助金における事務処理について

次の補助金交付事務において、（ア）（イ）のとおり、不備があった。適正な事務処理に努める必要がある。（港湾振興課）

補助金名	港湾振興事業補助金（平成30年度）
------	-------------------

（ア） 昭和49年に補助金交付要綱を制定して以降、改正等が行われておらず、補助対象事業に、既に実施されていない事業が記載されているとともに、要綱で定めた別記様式のひな型が不明となっていた。また、簡易マニュアル及びチェックリストが作成されていなかった。要綱は適宜適切に見直しを行うとともに、簡易マニュアル等を整備し、補助金の適正な執行に努める必要がある。

（イ） 事業に要する経費に対する補助金であるにもかかわらず、補助金の一部が、法人会計（管理費）の収益として計上されていた。補助金交付に際しては、交付団体から提出された書類等について、交付が妥当なものであるか内容を十分に審査し、補助金の適正な執行に努める必要がある。

ウ 港湾特別整備事業費特別会計に係る財務書類等の公表について

港湾特別整備事業費特別会計については、港湾機能施設整備事業を含む特別会計全体の貸借対照表及び行政コスト計算書を試算し、公表している。

同特別会計には地方公営企業法の適用はないものの、経営状況の一層の透明化を図るため、地方公会計の統一的な基準によって、特別会計全体の財務書類を作成し、公表する必要がある。（土木建築総務課，港湾振興課）

【検討要請事項】

負担金における事務処理について

次の負担金交付事務において、補助金交付規則を根拠とし、補助金と同等の事務処理が行われているが、実績額による年度末の一括処理となっており、適切な時期に行うべき事務処理となっていない。しかしながら、負担金交付事務においては本来、交付申請等の処理が必ずしも必要でないことから、当該負担金の性質に基づいた事務処理方法の改善について検討していただきたい。（港湾振興課）

負担金名	福山港利用促進事業費負担金（平成30年度）
------	-----------------------

15 収用委員会

(1) 機関の概要

- ア 委員 委員 7 人, 予備委員 2 人
- イ 事務組織の概要
 - (ア) 主な分掌事務 土地収用に関する事務
 - (イ) 組織体制 (平成 31 年 4 月 1 日現在)
専任職員なし (土木建築総務課が事務を執行)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

16 企業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 工業用水道事業に関する事務
水道用水供給事業に関する事務
土地造成事業に関する事務
水道事業の広域連携に関する事務
流域下水道事業に関する事務

- イ 組織体制 4課1担当

課・担当名	企業総務課, 土地整備課, 水道課, 水道広域連携推進担当, 流域下水道課
-------	--

- ウ 職員数 (平成31年4月1日現在)

公営企業管理者を含む常勤職員の合計 64人(併任職員を除く。)

- エ 主な施策 (平成30年度)

本郷地区土地造成事業 (1期造成事業)
二期トンネル (海田・呉トンネル) 整備事業
水道広域連携推進事業
県営水道施設の強靱化対策事業

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

未着手用地の利活用等について

未着手用地については、決算審査意見において継続して求めているとおり、企業ニーズの把握や立地条件等の分析を詳細に行った上で、団地の特性に見合った活用策について、検討していただきたい。さらに、20年以上の長期間にわたり未着手の状況が続いている用地については、早期の方針決定に向けて、保有及び管理に係る経費負担などの経済性・効率性の観点から、将来の事業化の可能性について、検討していただきたい。(土地整備課)

17 病院事業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県立病院の運営に関する事務
- イ 組織体制 1 課（県立病院課）
- ウ 職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）
病院事業管理者を含む常勤職員及び再任用職員の合計 13 人
- エ 主な施策（平成 30 年度）
高度急性期医療の提供等（広島病院）
地域と一体となった医療の提供（安芸津病院）

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

安芸津病院の施設の耐震化について

安芸津病院については、旧棟が耐震基準を満たしていない状況が続いているが、災害時に、来院者の安全を確保するとともに、二次救急医療施設としての役割を十分果たせることが重要である。これまでの監査等においても、早急な対応方針の決定を要請しているところであり、病院の在り方の検討については相応の時間を要するものではあるが、可能な限り早急に取り組んでいただきたい。

18 議会事務局

(1) 機関の概要

ア 議員 64人(平成31年4月1日現在)

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 議長及び副議長の秘書に関する事務
議員の厚生福利に関する事務
議会本会議などの運営の事務処理に関する事務
各種審査資料の収集及び分析等の準備に関する事務

(イ) 組織体制 4課

課名	秘書課, 総務課, 議事課, 政策調査課
----	----------------------

(ウ) 職員数(平成31年4月1日現在)

常勤職員数 40人(併任職員を除く。)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

19 教育委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 5人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 学校教職員の人事管理，学校施設整備に関する事務
 県立学校の設置管理，校務運営指導及び教育指導に関する事務
 市町教育委員会の指導及び市町立学校の教育指導に関する事務
 生涯学習，社会教育の振興に関する事務
 文化財の保護活用に関する事務

(イ) 組織体制 2部13課1担当1センター

部名	課名
管理部	総務課（秘書広報室），教職員課（福山分室，職員給与室），施設課，健康福利課，文化財課
教育部	学校経営支援課，教育支援推進課，学びの変革推進課，乳幼児教育支援センター，義務教育指導課，個別最適な学び担当，高校教育指導課，豊かな心育成課，特別支援教育課，生涯学習課

(ウ) 職員数（平成31年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 322人

非常勤職員数 54人

ウ 主な施策（平成30年度）

乳幼児期における質の高い教育・保育の推進
 「知・徳・体」のバランスのとれた「基礎・基本」の徹底
 「これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学び」を促す教育活動の推進
 一人一人の多様な個性の能力をさらに生かし，他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる力の育成
 教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援
 教職員の力を最大限に発揮できる環境の整備
 安心・安全な教育環境の構築
 生涯にわたって学び続けるための環境づくり

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 財産の管理について

次の財産について，増減があつたにもかかわらず，財産台帳に異動の記載がされておらず，財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。（施設課）

財 産	宮島工業高等学校外6校の建物
根 拠	広島県公有財産管理規則第54条，第62条

イ 貸付財産の管理について

次の貸付財産について、貸付の手続は行われているが、貸付台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。(施設課)

財 産	土地（三原市宮沖4丁目550, 550-2）
根 拠	広島県公有財産管理規則第61条, 第64条

【改善を求める事項】

アプリケーションソフト導入用プリペイドカードの取扱いについて

広島商業高等学校において、平成23年度にプリペイドカード314枚を購入し、使用されないうまま保管していたため、平成26年度の定例監査において、有効活用策の検討を要請したが、現在もそのまま保管されている。換金性のあるカードの保管にはリスクがあるため、今後の使用見込みを勘案の上、早急に取り扱いを決定するよう、学校に要請したところであるが、現場に分散してリスクを増やさず、一括管理するなど、事務局としてカードの有効活用策を検討していただきたい。(高校教育指導課, 特別支援教育課)

【検討要請事項】

特別支援学校の施設整備について

児童・生徒数の急激な増加に伴う施設の狭隘化により、障害特性に対応するための施設が確保できないなどの課題がある特別支援学校について、施設の増設工事などにより、必要な施設を確保するよう対応していただきたい。また、将来的な児童・生徒数の増加に対応できるよう、最適な施設整備方策を検討していただきたい。(特別支援教育課)

20 県立埋蔵文化財センター

(1) 機関の概要

ア 主な業務 埋蔵文化財の調査研究及び出土遺物の整理収蔵に関する事務

イ 所在地 広島市西区観音新町四丁目8番49号

ウ 職員数（平成31年4月1日現在）

常勤職員数 7人（専任職員なし，兼務職員7人）

エ 主な事業実績（平成30年度）

出土遺物の保存処理 196点，出土遺物等の貸出

市町職員の発掘調査技術研修2課程

出土遺物，写真資料，図書資料の収集・保存

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

21 警察本部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務

イ 組織体制 7部34課1室6隊1所

部名	課名等
総務部	総務課, 広報課, 会計課, 施設課, 装備課, 情報管理課
警務部	警務課, 人材育成課, 警察安全相談課, 厚生課, 監察官室, 留置管理課
生活安全部	生活安全総務課, 人身安全対策課, 少年対策課, 生活環境課, サイバー犯罪対策課
地域部	地域課, 通信指令課, 自動車警ら隊, 鉄道警察隊
刑事部	刑事総務課, 捜査第一課, 捜査第二課, 捜査第三課, 組織犯罪対策課, 捜査第四課, 薬物銃器対策課, 鑑識課, 機動捜査隊, 科学捜査研究所
交通部	交通企画課, 交通規制課, 交通指導課, 運転免許課, 交通機動隊, 高速道路交通警察隊
警備部	公安課, 警備課, 危機管理課, 外事課, 機動隊

ウ 職員数 (平成31年4月1日現在)

常勤職員及び再任用職員の合計 1,720人

エ 主な施策 (平成30年度)

総合的な犯罪抑止対策の推進と検挙力の強化
子供・女性を守る取組と少年非行防止対策の推進
住民の安心感を高める地域警察活動の推進
組織犯罪対策の推進
交通事故抑止総合対策の推進
災害、テロ等緊急事態対策の推進
サイバー空間の安全の確保
県民の期待と信頼に応える治安基盤の確立

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

22 警察学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 新任者に対する教育訓練その他所要の教育訓練に関する事務
- イ 所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目2番27号
- ウ 組織体制 6課（庶務課，会計課，教務課，体練課，学生課，現任課）
- エ 職員数（平成31年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 164人
- オ 主な事業実績（平成30年度）

・教養実施状況

区 分			教養期間			入校状況	
			学校教養	職場実習	実戦実習	回数	人員
採用時教養	初任科	大学卒	6か月	4か月	—	2	96
		その他	10か月	4か月	—	2	60
	初任補修科	大学卒	2か月	—	3か月	2	98
		その他	3か月	—	4か月	2	57
	一般職員初任科		14日間			2	19
小 計			—			10	330
任用時教養	警部補任用科		12日間			1	19
	巡査部長任用科		12日間			1	17
	部門別任用科		12～26日間			5	122
各種専科			4～18日間			54	900
小 計			—			61	1,058
合 計			—			71	1,388

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

23 監査委員事務局

(1) 機関の概要

ア 監査委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 定例監査等の監査の執行に関する事務
決算審査等、例月出納検査、住民監査請求及び外部監査に関する事務

(イ) 職員数（平成31年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 17人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

24 人事委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 3人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 人事行政に関する調査に関する事務
給与、勤務時間その他の勤務条件など職員に関する制度の研究及び勧告
職員の競争試験及び選考に関する事務
職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分の審査に関する事務

(イ) 組織体制 2課

課名	合同総務課，公務員課
----	------------

(ウ) 職員数（平成31年4月1日現在）

常勤職員数 20人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

25 労働委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する事務
労働組合の資格審査に関する事務
不当労働行為の審査に関する事務

(イ) 職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

常勤職員数 11 人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

26 県立三原高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 三原市宮沖四丁目 11-1
- ・教職員数 (令和元年5月1日現在)
 - 本務者数 64人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 19人
- ・生徒の状況

課 程		全日制				定時制				
学科・学年等		普通科				普通科				
		1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員 (人)		200	200	200	600	80	80	80	80	320
生徒数 (人)		182	200	196	578	53	49	38	32	172
充足率 (%)		91.0	100.0	98.0	96.3	66.3	61.3	47.5	40.0	53.8
退学者 (人)		0 ()				18 (6)				
休学者 (人)		1				9				
進 学 就 職	大学・短大	172人 (86.9%)				0人 (0.0%)				
	専修・各種	19人 (9.6%)				6人 (35.3%)				
	就 職	2人 (1.0%)				7人 (41.2%)				
	そ の 他	5人 (2.5%)				4人 (23.5%)				

課 程		合 計				
学科・学年等		1	2	3	4	計
総定員 (人)		280	280	280	80	920
生徒数 (人)		235	249	234	32	750
充足率 (%)		83.9	88.9	83.6	40.0	81.5
退学者 (人)		18 (6)				
休学者 (人)		10				
進 学 就 職	大学・短大	172人 (80.0%)				
	専修・各種	25人 (11.6%)				
	就 職	9人 (4.2%)				
	そ の 他	9人 (4.2%)				

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和元年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」の状況は、平成30年度(平成31年3月末現在)である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

27 県立吉田高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 安芸高田市吉田町吉田719-3
- ・教職員数（令和元年5月1日現在）
 - 本務者数 44人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 11人
- ・生徒の状況

課 程		全日制								
		探究科		アグリビジネス科				普通科		
学科・学年等		1	計	1	2	3	計	2	3	計
総定員（人）		120	120	40	40	40	120	80	80	160
生徒数（人）		101	101	24	28	37	89	63	68	131
充足率（％）		84.2	84.2	60.0	70.0	92.5	74.2	78.8	85.0	81.9
退学者（人）		—		2（0）				2（0）		
休学者（人）		—		0				0		
進 学 就 職	大学・短大	—		9人（28.1％）				16人（33.3％）		
	専修・各種	—		11人（34.4％）				22人（45.8％）		
	就 職	—		11人（34.4％）				7人（14.6％）		
	その他	—		1人（3.1％）				3人（6.3％）		

課 程		全日制						
		生活福祉科			合計			
学科・学年等		2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		40	40	80	160	160	160	480
生徒数（人）		23	22	45	125	114	127	366
充足率（％）		57.5	55.0	56.3	78.1	71.3	79.4	76.3
退学者（人）		0（0）			4（0）			
休学者（人）		0			0			
進 学 就 職	大学・短大	3人（11.1％）			28人（26.2％）			
	専修・各種	18人（66.7％）			51人（47.7％）			
	就 職	6人（22.2％）			24人（22.4％）			
	その他	0人（0.0％）			4人（3.7％）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和元年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成30年度（平成31年3月末現在）である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿にも点検・整備に係る事項を記載していなかった。適正な事務処理に努

められたい。

使用機器	冷凍庫 1台
根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経・環告示第13号）

イ 行政財産の使用許可に伴う電気料金の徴収について

行政財産の使用許可に伴う電気料金の徴収について、徴収すべき電気料金を誤っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

対 象	模擬試験に伴う電気料金
内 容	電気料金の算出において、使用時間を誤っていた。 令和元年8月18日分 追加徴収額8円
根 拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第27条

28 県立神辺旭高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 福山市神辺町徳田 75-1
- ・教職員数 (令和元年5月1日現在)
 - 本務者数 54人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 14人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制							
		体 育 科				普 通 科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	200	200	200	600
生徒数 (人)		40	39	40	119	201	193	195	589
充足率 (%)		100.0	97.5	100.0	99.2	100.5	96.5	97.5	98.2
退学者 (人)		1 (0)				1 (0)			
休学者 (人)		0				1			
進 学 就 職	大学・短大	26人 (65.0%)				146人 (75.3%)			
	専修・各種	4人 (10.0%)				38人 (19.6%)			
	就 職	10人 (25.0%)				5人 (2.6%)			
	その他	0人 (0.0%)				5人 (2.6%)			

課 程		全 日 制			
		合 計			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		240	240	240	720
生徒数 (人)		241	232	235	708
充足率 (%)		100.4	96.7	97.9	98.3
退学者 (人)		2 (0)			
休学者 (人)		1			
進 学 就 職	大学・短大	172人 (73.5%)			
	専修・各種	42人 (17.9%)			
	就 職	15人 (6.4%)			
	その他	5人 (2.1%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和元年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」の状況は、平成30年度(平成31年3月末現在)である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

29 広島東警察署

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・ 所在地 広島市東区二葉の里三丁目4番22号
- ・ 所管区域 広島市東区，安芸郡府中町
- ・ 管内面積 49.87 km²
- ・ 管内人口 172,881人（平成31年3月31日現在）
- ・ 組織体制 8課（警務課，会計課，留置管理課，生活安全課，刑事課，交通課，地域課，警備課）
- ・ 職員数（平成31年4月1日現在）
 - 常勤職員数 199人
 - 非常勤職員数 18人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において，消防用設備の種類と数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

契 約 名	消防用設備等保守点検業務（平成30年度，令和元年度）
-------	----------------------------

【改善を求める事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）があり，縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあつた。債務者の状況を把握し，催告を行うなどの徴収促進に努める必要がある。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成26年5月]
産業廃棄物処分業務委託契約解除に伴う委託料返還金	1人 7,644円	0円
産業廃棄物処分業務委託契約解除に伴う違約金	1人 1,365円	0円

30 一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 農林地の保全・整備や農林業の振興・支援等を総合的に推進することにより、地球環境や国土の保全並びに快適で魅力ある農山村地域の実現を図り、もって心豊かで活力ある県民生活の向上に寄与する。
- ・住所 広島市中区大手町四丁目2番16号
- ・代表者 理事長 上仲 孝昌
- ・設立 平成25年3月21日
- ・役職員（平成30年11月1日現在）
 役員8人（うち常勤2人，うち県派遣職員1人）
 職員45人（うち県派遣職員5人）
- ・主な事業 森林の保全整備・林業の担い手育成支援等に関する事業
 農業の担い手育成・経営支援等に関する事業
 就農支援資金貸付事業
 水源の森事業
 農地中間管理事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成29年度
経常収益 A	1,257,485
経常費用 B	1,275,339
当期経常増減額 C (A - B)	▲17,854
経常外収益 D	16,998
経常外費用 E	55,960
当期経常外増減額 F (D - E)	▲38,962
法人税，住民税及び事業税 G	3,050
当期一般正味財産増減額 H (C + F - G)	▲59,866
当期指定正味財産増減額 I	▲15,125
当期正味財産増減額合計 J (H + I)	▲74,991
資産合計 K (L + O)	2,018,656
負債合計 L	440,908
指定正味財産 M	17,004
（うち，基本財産充当額）	3,000
一般正味財産 N	1,560,744
正味財産合計 O (M + N)	1,577,748

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 基本財産3,000,000円的全額を出捐（所管課 農林水産局農林水産総務課）
- (イ) 補助金

- a 平成 29 年度農業振興対策事業費補助金（農地中間管理事業）
（所管課 農林水産局就農支援課） 116,717,994 円
- b 平成 29 年度広島県農林水産業関係単独事業補助金（新規就農対策事業費補助金）
（所管課 農林水産局就農支援課） 3,000,000 円
- c 平成 29 年度森林環境保全直接支援事業補助金
（所管課 農林水産局林業課） 6,478,250 円

（2）監査の結果

【検討要請事項】

水源の森事業特別会計における会計処理について

水源の森事業（非収益事業）は、定款に掲げられた法人の目的を達成するための事業（主たる事業）であり、その事業に係る費用及び収益は、総額主義をもって記載すべきである。しかし、水源の森事業特別会計においては、事業費のうち受取補助金相当額について圧縮記帳を行っており、このような表示では、当該事業に係る費用を過少に捉えられるおそれがあることから、当該特別会計における会計処理の方法等について検討していただきたい。

根 拠	公益法人会計基準 第 1 総則 2 一般原則 1. 及び 2. 注解（注） 3
-----	--